

利用料金の改定について（令和8年4月1日から）

令和8年1月1日

長崎市の施設使用料の改定に伴い、令和8年4月1日から体験の森の施設の利用料金を次のとおり改定します。

長崎市の施設使用料は、平成4年度以降、約30年間本格的な改定がされておらず、人件費や物件費の増加で運営費を賄う使用料の不足が年々拡大しています。この不足分は施設を利用しない方からもいただく公費(税金)で補てんしている状況です。

本施設の健全な維持管理・運営のため、ご利用の皆様には、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※改定前は令和8年3月31日まで、改定後は令和8年4月1日からの料金です。

対象・単位	宿泊(16:00～翌10:00)		休憩(11:00～15:00)	
	1棟につき		1棟1時間につき	
	改定前	改定後	改定前	改定後
休養宿泊施設 (ケビン)	8,904円	12,200円 (冷暖房費含む)	523円	700円
冷暖房費	523円 (1台1泊)		52円 (1台1時間)	(冷暖房費含む)

対象・単位	附属設備に係る利用料金		
	改定前	改定後	
バーベキュー セット	大	1台1泊	1,047円
	小	1台1泊	523円
布団	シーツ付き	1組1泊	523円
寝袋	シーツ付き	1組1泊	523円
食器	1人分	1泊	104円
電磁調理器		1台1泊	523円
温水シャワー		1回	100円
			200円

対象・単位	行為等に係る利用料金		
	改定前	改定後	
写真・映画撮影 (業として行うもの)	1日	104円	200円
	1月	1,613円	3,100円
行商など	1日	261円	390円
興行	1m ² につき1日	18円	36円
広告物の掲出	広告表示面積1m ² につき1日	1,613円	2,250円
集会・展示など	1m ² につき1日	12円	24円

利用料金の減免

次に該当する者、団体などは減免率を乗じて利用料金を減額します。

※減免には、該当を証明する書類が必要です。事前に施設にご確認をお願いします。

項目	減免率	
	改定前	改定後
本市又は本市の機関が主催する市長が別に定める行事及び本市又は本市の機関が経費の一部を負担する行事に利用するとき	80% 又は 100%	廃止
本市又は本市の機関が自ら使用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき ※附属設備に係る利用料金を含む	—	100%
本市に所在する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設が、その目的達成のための行事に利用するとき	70%	100%
本市に所在する児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設が、その目的達成のための行事に利用するとき	—	100%
本市に所在する児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設が、その目的達成のための行事に利用するとき	—	100%
本市所在の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校)が教育の目的のため利用するとき	70%	廃止
本市に所在する学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く))が、その目的達成のための行事に利用するとき	—	100%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のための事業に利用するとき	40%	50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき	—	50%
本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業に利用するとき	40%	50%